CHIYODA
# 千代田

11/5 NO.667
昭和59年
(毎月5日・20日に発行)

## 区のお知らせ

発行：東京都千代田区
〒102 千代田区九段南1-6-11
電話：264－0151(代)
編集：企画部広報課

### 千代田区のいま

▶区内の公私立学校数

(59.8.1現在)

| | 公立 | 私立 |
|---|---|---|
| ・幼稚園 | 14園 | 4園 |
| ・小学校 | 14校 | 3校 |
| ・中学校 | 5校 | 14校 |
| ・高等学校 | 3校 | 18校 |
| ・専修学校 | — | 33校 |
| ・各種学校 | — | 16校 |

# ふるさと千代田に 実りの秋 みつけた

花村元司九段の多面打ちもあって…
－区民将棋大会－(10月6日)

響け、ひろがれ、私たちの ハーモニー！
－区民文化祭・コーラスの集い－(10月27日)

アマチュア棋士の"熱戦""汗戦""迷人戦"？
－区民囲碁大会－(10月7日)

秋雨にしっとり……
－皇居参観－(10月12日)

古本とともに25年！
－古本まつり－(10月27日～11月3日)

芸術の秋にふさわしく……－区民文化祭・作品展示－(10月24日～28日)

## 教育と文化のまち千代田区宣言

1 わたしたちは、ここに集い、働き、学ぶ人々とともに文化を高め、あらゆる機会と場を通じて、生涯にわたり学び続けます。

あのひとに　明日をまかせる　この一票

# 来年の1月27日(日)は千代田区長選挙 千代田区議会議員補欠選挙の投票日です

千代田区長の任期満了（昭和60年2月7日）による千代田区長選挙が、来年1月27日(日)に行われます。

今回は、区長選挙にあわせて、現在2名欠員となっている千代田区議会議員の補欠選挙も同時に行われることになります。

これらの選挙は、私たちにとって最も身近な選挙です。大切な一票をむだにしないよう必ず投票しましょう。

そこで、棄権をなくし、正しい投票ができるよう、選挙についてのご案内や投票における注意事項などを、選挙の日程にそって、今号から紹介していきます。

## 選挙の日程

今回の選挙は、つぎの日程で行われます。

**▼千代田区長選挙**
**▼千代田区議会議員補欠選挙**
ともに、1月20日(日)に告示され、1月27日(日)が投票日です。

## 千代田区長選挙 千代田区議会議員補欠選挙 立候補予定者説明会

千代田区選挙管理委員会では、1月27日(日)に行われる千代田区長・千代田区議会議員補欠選挙に立候補を予定している方に対する、立候補届出手続きなどに関する説明会をつぎのとおり開催します。

**とき**　12月3日(月)、午前9時30分から
**ところ**　区役所6階会議室
※なお、説明会に先立って、事前に用意できる書類（立候補予定者説明会受付表）もありますので、あらかじめ区選挙管理委員会まで問合せてください。

**選挙についての問合せは**
**千代田区選挙管理委員会へ**
☎264—0151内線441～443

## 昨年、公職選挙法の一部が改正されました

主な改正内容は、つぎのとおり。

**①選挙運動期間の短縮**
いままで10日間あった選挙運動期間が、7日間となりました。

**②立候補受付期間が短縮**
いままで告示日から2日間でしたが、告示日1日だけとなりました。

**③街頭演説などの時間の短縮**
連呼行為や街頭演説、街頭政談演説の時間が、つぎのように1時間短縮されました。
・改正前＝午前7時～午後8時
・改正後＝午前8時～午後8時

**④立会演説会の廃止**
いままでの千代田区長選挙で行われていた立会演説会は、廃止されることになりました。

## 身体障害者の範囲が広がりました

身体障害者福祉法の一部が改正され、身体障害者手帳が新たに交付されます。

**新しく加わったもの**
・「ぼうこうまたは直腸の機能の障害」「そしゃく機能の障害」

**申請先・問合先**　福祉事務所相談係（区役所2階☎264—0151）

# 国民健康保険制度がかわります

## 第4回　忘れていませんか各種の届出？

### ■国民健康保険の加入手続きと退職者医療制度の届出を

**●会社などを退職したひとは必ず届出を**

10月から国民健康保険に退職者医療制度がスタートしましたが、この制度の適用を受けるためには、まず、区の国民健康保険に加入していることが必要です。

会社などを退職して、職場の健康保険の適用を受けられないひとや、現在どこの健康保険にも入っていないひとは、すべて区の国民健康保険に加入しなければなりません。

**●届出の手続きが遅れると**

届出が遅れると、病気などで診療を受けた際の医療費を、全額自分で支払うことになります。

また、国保への加入手続きが遅れると、保険料を未加入期間分さかのぼって支払うこととなります。このように、不利な扱いを受けないよう、必ず届出を。

**●手続先・問合先**
国民健康保険課資格給付係

## ㊍医療費助成制度に社会保険の本人も加わりました

健康保険法の改正に伴い、心身障害者医療費助成制度が改正され、いままで非対象であった社会保険の本人も10月1日から、対象に含まれることになりました。

この制度は、心身に障害を持っているひとが保険診療を受けたとき、病院などで支払う自己負担金や老人保健法で徴収される一部負担金などを東京都が助成しているものです。

なお、今回の改正で新しく対象者となる社会保険の本人の方はつぎのとおりです。(注)

・身体障害者手帳1・2級のひと
・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸に障害のある身体障害者手帳3級のひと
・愛の手帳1・2度のひと

なお、この制度には所得制限基準額（例＝扶養親族が0人のとき395万7千円）があります。

**問合せ**　福祉課医療助成係

(注)——部分は身体障害者福祉法の改正によって10月から加わったもの）

# 税に関心を持とう

## 『税を知る週間』

11月11日～17日

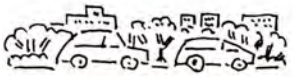

## 税の無料相談

「税を知る週間」行事の一環として、税の無料相談を開きます。税金のことなら何でも、お気軽にご相談ください。

**問合せ**
・麹町税務署　☎294－4551
・神田税務署　☎294－4811

| 日 | 程 | 会　場 |
|---|---|---|
| 11月10日(土) | 午後1時～4時 | 半蔵門前 |
| 11月12日(月)～17日(土) | 午前10時～午後4時（17日は正午まで） | 川崎第3ビル3階（神田錦町3－17） |
| 11月13日(火) | 午後0時30分～3時30分 | 秋葉原駅西口 |
| 11月14日(水) | 午後1時～4時 | 秋葉原駅西口 |
| 11月16日(金) | 午前10時～午後4時 | ・主婦会館（六番町15）<br>・飯田橋駅前<br>・市ヶ谷駅前 |

## 国民年金保険料は所得控除になります

国民年金の保険料は、その全額が社会保険料として所得から控除され、課税の対象とはなりません。

今年の保険料はつぎのとおりです。

定額保険料
・59年1月～12月　7万3千470円
・59年4月～60年3月　7万4千640円

付加保険料　一年分4千800円

※このほか、前の年の分を納めた時も控除になります。

**問合せ**　国民年金課

## 納期のお知らせ

**所得税第2期分**

納期限は**11月30日(金)**です。忘れずにお近くの金融機関または郵便局へ。

## お気軽にお越しを　年末調整説明会

**11月20日から区内3か所で**

区と麹町・神田両税務署では、給与所得者の年末調整の仕方と、法定調書、給与支払報告書の作成についての説明会を左表の日程で開催します。

区内の源泉徴収義務者や法定調書提出義務者、特別徴収義務者の方々は、ぜひご出席ください。

●神田地区の日程

| 月　日 | 時　間 | 説明対象地域 | 会　場 |
|---|---|---|---|
| 11月20日(火) | 午前10時～午後0時30分 | 内神田、須田町、錦町 | 千代田区公会堂<br>九段南1－6－7<br>☎261－9540 |
| | 午後1時30分～4時 | 岩本町、鍛冶町、北乗物町、紺屋町、富山町、西福田町、東紺屋町、東松下町、美倉町 | |
| 11月21日(水) | 午前10時～午後0時30分 | 神保町、西神田、一ツ橋、小川町、淡路町、司町 | |
| | 午後1時30分～4時 | 和泉町、佐久間町、佐久間河岸、花岡町、練塀町、東神田、神田平河町、松永町、相生町 | |
| 11月22日(木) | 午前10時～午後0時30分 | 猿楽町、駿河台、三崎町 | |
| | 午後1時30分～4時 | 外神田、多町、美土代町 | |

●麹町・丸の内地区の日程

| 月　日 | 時　間 | 説明対象地域 | 会　場 |
|---|---|---|---|
| 11月26日(月) | 午前10時～午後0時30分 | 平河町、永田町、紀尾井町 | 東條会館<br>麹町1－4<br>☎265－5111 |
| | 午後1時30分～4時 | 麹町、隼町 | |
| 11月27日(火) | 午前10時～午後0時30分 | 飯田橋、番町、富士見、北の丸公園 | 千代田区公会堂<br>九段南1－6－7<br>☎261－9540 |
| | 午後1時30分～4時 | 九段南、九段北、一ツ橋、官公庁徴収義務者 | |
| 11月28日(水) | 午前10時～午後0時30分 | 丸の内2丁目 | 日本工業倶楽部<br>丸の内1－4－6<br>☎281－1711 |
| | 午後1時30分～4時 | 有楽町 | |
| 11月29日(木) | 午前10時～午後0時30分 | 丸の内3丁目、日比谷公園、千代田、皇居外苑 | |
| | 午後1時30分～4時 | 内幸町、霞が関1・2丁目 | |
| 11月30日(金) | 午前10時～午後0時30分 | 丸の内1丁目、霞が関3丁目 | |
| | 午後1時30分～4時 | 大手町 | |

※各会場とも駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

なお、くわしいことは、お問合せを。

**▼年末調整・法定調書のことは**
・麹町税務署　☎294－4551
・神田税務署　☎294－4811

**▼給与支払報告書・特別徴収のことは**
・区役所税務課税第1係

昭和59年度第2回

# 住宅資金の融資あっせん

## 11月15日～30日に受付

この制度は、区内に住宅を新・増築・購入、または住宅の付帯施設（ブロック塀など）の改修をしようとするとき、その資金の一部を低利な条件で借りられるよう金融機関にあっせんをするものです。

**★申込みができるひと**

●個人の場合

①申込者または申込者の一親等の親族（親または子）が区内に引続き1年以上居住のこと

②区内に建築用地を持っているか借地権を有していること（購入の場合は除く）

③申込時の年齢が20歳以上で、満70歳までに返還できること

④前年度の住民税を完納していること

⑤融資金等の返還が確実なこと

⑥担保等の設定が可能なこと

⑦賃貸用住宅の融資申込者は当該住宅取得に要する費用の20％以上の自己資金を有すること

●法人の場合

中小企業基本法第2条に規定する法人で、設立後3年以上同一事業を経営していて、区内に1年以上住所を有しており個人資格のうち②④⑤⑥⑦に該当すること

**★対象となる住宅**

①専用住宅②併用住宅③賃貸用住宅④共同建築する住宅⑤住宅の改修⑥ブロック塀などの改修（改修が望ましいと区が判定したもの）

**★利率および利子補給**

・新築・購入・増築、自己用住宅の改修、ブロック塀の改修

利　率　年7・92％

本人負担率　年5・92％

・賃貸用住宅の改修

利　率　年9・30％

本人負担率　年7・30％

※償還期間の前半期にわたり、区が利子補給（2％）します。

**★申込方法**

・申込みのしおりは11月12日(月)から住宅整備課、区政案内相談コーナー、各出張所で配布。

・申込書は11月12日(月)から住宅整備課で配布。

・受付は11月15日(木)～30日(金)に住宅整備課で。

**★問合せ**　都市整備部住宅整備課

## 【中小企業年末資金＝200万円まで】

ことしもあと2か月。なにかとお金が必要となる時期です。

この資金は、運転資金の融資あっせんをするものです。

**貸付が受けられるひと**

・区内に住所（営業の本拠）があり、同じ場所で同じ事業を1年以上引続き経営していること

・東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

・最近1年間の事業税または住民税を完納していること

・区内（やむを得ない場合は都内または隣接県内）に住む確実な連帯保証人（法人の場合は代表者個人が連帯保証となります）がいること

※なお、個人で他の保証付融資を受けていないときは、保証人がいなくても融資が受けられる場合もあります。

**貸付額**　200万円以内

**利　率**　5・0％（本人負担分）

**返済期間**　1か月据置後、10か月以内の均等返済

**融資目標額**　5億8千800万円

**必要書類**（各1部ずつ）

・申込書

・事業税（事業税額がゼロのときは住民税）の納税証明書

・前年度の決算書

・決算期以降最近までの試算表

・登記簿謄本

**受付期限**　11月22日(木)（ただし、融資目標額になり次第締切）

**申込み・問合せ**　商工振興課融資係（なお、一般の運転・設備資金についても受付中です）

## 【生業資金＝80万円まで】

**個人で事業をしている方に**

個人で事業をしているひとが、ほかから融資を受けられないときにお貸しするものです。

**貸付が受けられるひと**

①区内に1年以上住んでおり、

②主としてこの貸付金による事業によって生計を立てていて、

③住民税を完納しており、

④連帯保証人がいること

**貸付額**　80万円以内（特別な場合には90万円以内）

**利　率**　年3・65％

**返済方法**　6か月据置後、50か月の均等返済

**申込期限**　11月30日(金)

**申込み・問合せ**　福祉課厚生係

**みんなでつくる『千代田区勤労福祉共済会』**

**会員募集中**

申込み・問合せは区民部生活勤労課共済係へ。

**国鉄京葉線の環境影響評価書（案）に対する公聴会を開催**

先に縦覧された国鉄京葉線の環境影響評価書案についての、公聴会が開催されます。

**公聴会**

▽**日時**＝11月30日(金)午後1時から

▽**ところ**＝江東区文化センター

この環境影響評価書案について意見などがあるひとは、公述人として発言することができます。また、どなたでも傍聴できます。

※傍聴券は当日正午から300枚を配布します。

**公述人の募集**

▽**人数**＝25名（1人15分以内）

▽**申込方法**＝公述人の住所、氏名（ふりがな、法人団体は名称、代表者氏名、事務所所在地、公述者の役職名、氏名、住所）、電話番号、事業名と意見要旨を800字以内に書いた公述申出書を、11月16日(金)までに持参か郵送で下記へ。

**申込先・問合先**　東京都環境保全局環境管理部管理課「公聴会担当」（〒100千代田区有楽町1-7-1☎214-7411内線304）





# 九段社会教育会館の講座でお正月を先どり！

## 親子で〝たこ〟をつくってあげよう

### ――〝たこ〟づくり伝承講座

澄みきった青空に浮かぶ色とりどりの〝たこ〟

しかし、最近は、ビニールだこ全盛で、手づくりのたこはなかなかみられません。

たこは、通信手段や、こどもたちの遊びとして、およそ千年の歴史ある民衆文化。

竹ひごと紙でつくった、手づくりだこは永く残しておきたいものです。

そこで、区では、親子でたこを作り、そしてあげる「たこづくり伝承講座」を開催します。

**とき**　12月2日(日)、9日(日)、16日(日)、午後1時～3時、16日はたこあげ大会を予定しています。

**ところ**　九段社会教育会館

**対象**　区内在住、在勤の親子で20組（申込多数のときは区民優先）

**受講料**　無料（教材費500円負担）

## お正月につくってみませんか現代風

### ――おせち料理教室――

おせち料理。永い歴史と伝統にはぐくまれた日本の正月料理。

最近は、工夫をこらした洋風おせち、中華風おせちが、評判を呼んでいます。

そこで、現代風にアレンジしたおせち料理を作る教室を開催します。

男性の方も、お正月に向けてふるってご参加ください。

**とき**　12月14日(金)、21日(金)の2回、午後6時～8時30分

**ところ**　内神田社会教育会館

**対象**　区内在住、在勤の男女48名（申込多数のときは抽選）

**受講料**　材料費1千500円負担

●「たこづくり伝承教室」「おせち料理教室」の申込方法

往復はがきに①講座名②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥勤務先（名称、所在地、電話番号）を記入のうえ11月24日(土)までに、〒102千代田区九段南1―5―10千代田区教育委員会、社会教育課（☎234―2841）へ。

## お年寄りから若いひとまで みんなでスパーク

## ゲートボール教室を開催

だれでもが気軽に楽しめるスポーツ、ゲートボール。

打撃の技術、多様な作戦が勝負の分かれ目。最近は、若いひとにも人気を呼んでいます。

そこで、今回は、室内ゲートボールの教室を開催しますのでふるってご参加ください。

**とき**　11月20日(火)、24日(土)、27日(火)の午前10時から正午まで

**ところ**　総合体育館主競技場

**対象**　毎回参加できる区民で30名

**申込み・問合せ**　社会体育課に直接または電話で申込みを。



## リズムに乗ってシェイプ・アップ

## リズム体操教室

**とき**　12月12日～来年1月16日の毎週水曜日、午後2時～3時30分

**ところ**　総合体育館剣道場

**対象**　区内に住む婦人で70名（先着順）

**申込み・問合せ**　総合体育館（☎256―8444）へ直接または電話で申込みを。

## 静かなブーム

## 「盆栽」入門

**園芸講座**

暮しに潤いを与える身近かな緑〝盆栽〟。

区にも盆栽について多くの相談がよせられています。そこで今回の園芸講座は、盆栽についてとりあげます。

**とき**　11月21日(水)午後2時

**ところ**　区役所10階会議室

**講師**　大木喜楽園　大木喜久治氏

**対象**　区内在住、在勤のひとで70名（先着順）

**申込み・問合せ**　電話で生活勤労課生活環境係へ申込みを。

## 生涯教育に役立てよう

## 放送大学

### 来年4月開講！

―12月から学生募集―

生涯教育の一環として、テレビ・ラジオの放送を利用して、広く社会人や家庭婦人などに大学教育の機会を提供する放送大学（運営母体は国が全額出資の放送大学学園）が、来年4月に開講します。

この放送大学は、教養学部のもとに生活科学、産業・社会、人文・自然の3コースを開設、入学試験は行わず、先着順を原則に受入れます。

**予告放送・学生募集要項配布**

11月から（テレビ＝UHF16ch.、ラジオ＝FM77・1MHz.）

**問合せ**　東京第2学習センター☎943―0211


**千代田区ビデオ広報**

わがまち千代田

第56号（11月号）11月12日放映開始

主な内容

- 区への提言、区民の声　区政懇談会
- 千代田は染色のふるさと　きもの産業展
- 秋のイベント、千代田まつり

# おしらせ

## 保健所だより

■**乳がん検診**（予約制）
**とき** 12月3日(月)午後1時30分
**ところ** 麹町保健所
**対象** 区内に住む30歳以上の女性で25名（先着順）
**申込み** 麹町保健所☎212—7814

■**子宮がん検診**（予約制）
**とき** 12月6日(木)午後1時
**ところ** 東京都がん検診センター
**対象** 区内に住む30歳以上の女性で25名（先着順）
**申込み** 麹町保健所☎212—7814

■**乳幼児健康相談**
**とき** 12月20日(木)午後1時30分
**ところ** 麹町保健所
**対象** 乳幼児をおもちの方で相談を希望される方
**申込み・問合せ** 直接保健所へ
麹町保健所☎212—7814

■**療育相談**（予約制）
**とき** 12月20日(木)午後2時
**ところ** 麹町保健所
**対象** 先天性股関節脱臼や、斜視いなど身体に障害のあるか、またはおそれのある乳幼児
**内容** 専門医による相談と診療

■**食生活展**
**「健康は、朝食・昼食から」**
**とき** 11月27日(火)正午～4時
28日(水)正午～3時30分
**ところ** 神田保健所
**対象** 区内在住、在勤のひと
**内容**
■**展示コーナー**
・パネル展示「へルシーな食生活」
・給食展示、ほか
■**相談コーナー** 食品衛生ほか
■**講演会** 27日「日本人の栄養所要量の改訂について」 28日「高齢化社会へむけての食生活考」時間はともに午後2時から。
**問合せ** 神田保健所☎291—3641

■**糖尿病の食事教室**（予約制）
**とき** 12月11日(火)午前10時
**ところ** 神田保健所
**対象** 区内在住、在勤者で糖尿病のひと、またはその家族で20名（先着順）
**内容** 糖尿病治療のための食事について、調理実習など。
**申込み** 神田保健所☎291—3641

■**肺がん検診**（予約制）
**とき** 12月10日(月)午後1時30分
**ところ** 神田保健所
**対象** 35歳以上の区民で20名
**申込み** 神田保健所☎291—3641

## 児童館だより

■**一番町児童館**☎230—0866
■**一番町まつり** 11月17日(土)午後2時から、おみこしかついで町内パレード。3時から公演「風の劇場」。18日(日)午前10時から映画会。午後2時30分からお店やさん。くわしくは児童館まで。

■**四番町児童館**☎234—3084
■**映画会** 11月20日(火)午後3時30分「がんばれ元気」ほか
■**富士見児童館**☎262—1040
■**ガラクタ展** 11月18日(日)午前11時 お店やさん、ゲームやさんほか
■**西神田児童館**☎294—0631
■**映画会** 11月12日(月)午後3時「ドナルドダックの算数教室」「おはなしする馬」
■**親子卓球大会** 11月17日(土)午後2時30分 申込みは児童館へ。
(注)前号の「区のお知らせ」で、11月11日(土)となっていましたが17日(土)の誤りです。
■**観劇会** 12月1日(土)午後2時30分「うかれバイオリン」

■**発表会の実行委員ぼしゅう中!!**
■**神田児童館**☎253—6021
■**キックベース大会** 11月10日(日)午後2時、芳林公園（雨のときは17日(土)）小学校1年生以上が参加できます。
■**映画会** 11月14日(水)午後2時「一休さん」「ベリーヌ物語」
■**こども会（スポーツ会）** 11月13日(火)＝神田児童公園 20日(火)＝芳林公園 27日(火)＝岩本町2丁目(児)、時間はいずれも午後3時から4時

■**映画会**
**とき** 11月22日(木)、午前10時と午後1時30分の2回上映
**上映作品** ああ野麦峠
■**年賀状づくりのご案内**
年賀状を手づくりでと思っている方、どうぞご参加ください。
**とき** 11月10日から12月8日までの毎週土曜日、午後1時から4時まで

## ごあんない

■**第21回民踊大会**
千代田区民踊連盟のみなさんによる、日頃の成果の発表会です。
**とき** 11月18日(日)、正午から
**ところ** 千代田区公会堂
**問合せ** 社会体育課体育係

**ふすま、障子の張替えは 高齢者事業団へ**
★ふすまや障子の張替えのご予定はありますか？ 新しい年はきれいなふすま、障子から。高齢者事業団がお手伝いします。
**申込み・問合せは**
**シルバー人材センター**
**千代田区高齢者事業団**
☎234—0028～9

総合体育館☎256—8444 第3日曜日は区民無料開放日 11月は18日です

## 富士見福祉会館
☎262—1045

## 千代田図書館
☎264—0151

## 老人福祉センター
☎265—3981

★ネズミの一斉駆除　11月28日(水)～12月4日(火)　問合せ　保健衛生部管理課衛生係





## 募集します

■**区立幼稚園の園児募集**
昭和60年度の区立幼稚園の園児をつぎのとおり募集します。
**応募資格** 区内に住んでおり、つぎの年齢に当てはまること
・**3歳児** 昭和56年4月2日から57年4月1日までに生まれた幼児
・**4歳児** 昭和55年4月2日から56年4月1日までに生まれた幼児
・**5歳児** 昭和54年4月2日から55年4月1日までに生まれた幼児
**通園区域** 各幼稚園の通園区域は小学校の通学区域
**募集人員** 左表のとおり
**申込み・問合せ** 11月20日(火)～22日(木)の午後1時～3時に各幼稚園で申込書配布。12月3日(月)～5日(水)の午後1時～3時に各幼稚園で受付。申込みの際には、申込書、世帯全員が記載されている住民票の写しを持参して保護者が直接幼稚園へ。（申込みは1人1園に限る）くわしくは各幼稚園へ。

●募集する区立幼稚園(3歳児)

| 幼稚園 | 募集人員 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 番町 | 40人 | 263-3725 |
| 麹町 | 40人 | 263-7330 |
| 富士見 | 40人 | 263-1009 |
| 九段 | 40人 | 263-0567 |
| 永田町 | 20人 | 581-7783 |
| 錦華 | 40人 | 291-8211 |
| 淡路 | 20人 | 251-0768 |
| 神田 | 40人 | 252-2006 |
| 千桜 | 20人 | 256-1709 |
| 小川 | 20人 | 294-0318 |
| 西神田 | 40人 | 263-6609 |
| 今川 | 20人 | 862-3773 |
| 芳林 | 40人 | 251-4949 |
| 佐久間 | 20人 | 866-9938 |

※各幼稚園とも4・5歳児は若干名

## みんなでスポーツを

■**千代田区硬式卓球選手権大会**
**とき** 12月8日(土)午後1時30分、9日(日)午前9時
**ところ** 総合体育館
**参加資格** 区内在住、在勤の方
**種目** 男子単、女子単、少年単、少女単、壮年男子、壮年女子、男子複、女子複、混合複
**申込み、問合せ** 11月26日(月)、27日(火)の午後5時までに社会体育課体育係へ。

■**スキー講習会志賀高原熊の湯**
**とき** 昭和60年1月2日(水)～7日(月)
**ところ** 志賀高原熊の湯スキー場
**参加資格・定員・参加費**
●一般の部 区内在住・在勤者70名 3万3千円
●少年の部 区内在住の小学校3年生～6年生40名 3万2千5百円
**申込み・問合せ** 11月8日(木)から申込金（一般1万3千円、少年1万2千5百円）を添えて社会体育課体育係へ。

■**菅平青年スキーのつどい**
**とき** 昭和60年1月18日(金)～20日(日)
**ところ** 長野県営菅平スキー場
**参加資格・定員・参加費** 区内在住、在勤のひとで80名 2万5百円
**申込み・問合せ** 11月19日(月)から申込金1万5百円を添えて社会体育課体育係へ。

## 官公庁だより

■**国民金融公庫のお知らせ**
●年末資金を融資します
**融資額** 2千100万円以内
**融資期間** 5年以内（据置期間6か月以内を含む）
**利率** 年7・9%
**問合せ** このほか設備資金や各種特別融資資金制度もありますので、くわしくは国民金融公庫大手町支店☎270—1300へ。

**お子さんについての心配ごとは**
**教育相談** ☎256—8140
千代田区立教育研究所 教育相談所
※事前に電話で申込みを。

**青果物消費者サービスデー**
**11月15日(木)**
青いノボリの八百屋さんで

**豚肉消費者サービスデー**
**11月9日(金)**
赤いノボリの肉屋さんで

**魚の消費者サービスデー**
**11月14日(水)・28日(水)**
濃紺のノボリの魚屋さんで

## 11月の休日診療当番医

（内科 小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで 夜印は午後5時～10時

| | | | |
|---|---|---|---|
| 11日 | 飯田橋診療所 | ☎230-1800 | 飯田橋3-9-6 |
| | 昼赤松内科医院 | ☎256-2907 | 鍛冶町2-2-9 |
| | 夜同和病院 | ☎251-2141 | 神田淡路町2-8 |
| 18日 | 大森胃腸科 | ☎234-6226 | 隼町2-15 |
| | 田崎医院 | ☎866-3058 | 神田佐久間町2-13 |
| 23日 | 新飯田橋内科診療所 | ☎262-3787 | 飯田橋2-7-4 |
| | 昼平野胃腸科内科クリニック | ☎252-4478 | 内神田2-9-9 |
| | 夜同和病院 | ☎251-2141 | 神田淡路町2-8 |
| 25日 | 広瀬クリニカ | ☎234-1357 | 一番町21-3 ルミナス一番町101号 |
| | 遠藤医院 | ☎295-1013 | 神田錦町1-8 |

## 11月の休日歯科診療当番医

診療時間：午前9時～午後5時

| | | | |
|---|---|---|---|
| 11日 | 加藤歯科医院 | ☎264-4448 | 九段南4-8-13 自動車会館 |
| 18日 | 山田清歯科医院 | ☎262-8450 | 九段北1-12-4 徳海屋ビル |
| 23日 | 吉橋歯科医院 | ☎262-8522 | 飯田橋1-4-7 福岡第3ビル2階 |
| 25日 | 小柳歯科医院 | ☎261-9788 | 九段北1-7-8 |

・健康保険証と健康手帳(70歳以上の方など)を必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へ。

**夜間・休日の急病、歯科診療は**
消防庁テレホンサービス ☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

★がん年齢 悩んでないでまず受診★

# 増えつづける肺がん

## 定期的な検診と早期治療を！

**●4人に1人はがんによる死！**

日本人の死因の約6割を占める〝成人病〟。そのなかでも、がんによる死亡が年々増加し、約4人に1人はがんで亡くなっています。

**●増えている肺がん！**

がんによる死亡数の内訳は、男女とも胃がんが1位で、肺がんが第2位となっています。

しかし、胃がんは徐々に減少しているのに対し、肺がんはここ33年間で23倍にも増えています。このままの傾向が続くと、近い将来、肺がんが胃がんを抜くとも言われています。

**●これが肺がんの要因！**

このように肺がんが増えた原因は、喫煙、大気汚染、食生活の変化などがありますが、なかでも長期にわたる喫煙が大きな原因の1つと言われています。

**●肺がん予防は—まず検診！**

肺がんを確実に予防する方法は、いまのところありません。

また、他のがんと同様に初期には自覚症状がないことも多く、気がつかないうちに病気が進むので、定期的な検診と早期治療が大切となってきます。

特に40歳以上で、タバコを1日20本、20年以上吸っている方は、必ず検診を受けましょう。

**●保健所で肺がん検診を実施！**

区では、35歳以上の区民を対象に毎月1回、肺がん検診を実施しています。くわしい日程は、「区のお知らせ」の〝保健だより〟の欄に掲載します。

**問合せ** 肺がん検診については
・麹町保健所 ☎212—7814
・神田保健所 ☎291—3641

**▼部位別がん死亡割合**

（昭和58年厚生省「人口動態統計」）

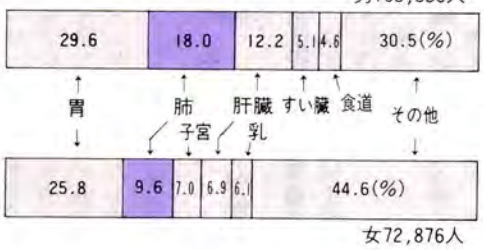


## 対象疾病が増えました

東京都医療費助成制度の助成対象である特殊疾病と難病患者福祉手当の対象となる疾病に、10月1日から新たに「母斑症」が加わりました。（35疾病に）

**■東京都医療費助成制度とは**

都内に住み、助成対象の特殊疾病にかかっているひとに、医療費の助成を行っているものです。

**問合せ** 保健所の予防課業務係へ。

**■難病患者福祉手当とは**

区では、現代の医学では原因がわからず、治療方法が確立していない、いわゆる難病にかかっているひとを対象に、手当（9千500円）を差上げています。

**問合せ** 福祉課障害者福祉係

**●対象となる疾病（35疾病）**

スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、多発性硬化症、再生不良性貧血、筋萎縮性側索硬化症、サルコイドーシス、特発性血小板減少性紫斑病、汎発性強皮症、皮膚筋炎、パーキンソン病、難治性肝炎（劇症肝炎、慢性肝炎、肝硬変及びヘパトーム）、高安病、悪性関節リウマチ、悪性高血圧、難治性脳神経疾患（ウイリス輪閉塞症、脊髄小脳変性症、点頭てんかん、リピドーシス）、血友病、人工透析を必要とする腎不全、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、ビュルガー病、天疱瘡、クローン病、ネフローゼ症候群、アミロイドーシス、後縦靱帯骨化症、ハンチントン舞踏病、ウェゲナー肉芽腫症、田斑症

# 千代田区の文化財

## 坂

**●甲賀坂**

駿河台一丁目、日本大学理工学部と駿河台電話局の間を西方に上り、お茶の水橋から駿河台下に通ずる大通りに出る坂である。

「新撰東京名所図会」には、〝甲賀坂南北甲賀町の間に坂路あり、甲賀坂という。甲賀の名称の起原とする処は、往昔、甲賀組の者多く居住せし故とも、また、光感寺の旧地をも記されたるが、一説に、往古、馬場昌宇という御医師の屋舗ありし故、戯れに世俗これを甲賀坂というよし里諺なり、と「新編江戸志」に見ゆ〟とある。

**●富士見坂**

神田小川町三丁目十番地と十二・十四・二十の各番地の間を明大前通りへ上る坂である。

「新撰東京名所図会」には、〝駿河台南甲賀町の内、袋町に通ずる筋より南へ、猿楽町一丁目と小川町との間を下る坂、富士見坂と呼ぶ。風景賞すべきの地にはあらざるも、遠く富士を望むを得べし。富士見坂の名もこれに基きしか〟とある。

現在では富士を見るどころか、建物の影にかくれてしまった裏通りである。

**●雁木坂**

駿河台二丁目の杏雲堂病院の南側を東に下るゆるやかな坂である。

むかしは急坂であったらしく、足がかりの雁木がくまれていたといい、坂名は、そこから付けられた。

「新撰東京名所図会」には、〝雁木坂 駿河台西紅梅町と北甲賀町を袋町の方に行く坂を雁木坂と称す。慶応年間（1865年～1868年）の江戸切絵図を見るに、今の杏雲堂病院の前あたりに「ガンキ木サカ」としるされたり〟と記されている。

なお、江戸切絵図には、坂の記号として、雁木が≡というように表現されている。

東京都千代田区企画部　〒102 千代田区九段南1－6－11 ☎264－0151(代)

# 特別区制度の改革を目指して

## 特別区を「市」にしてさらに発展!!

特別区の将来はどうあるべきか―それは、わたくし達の〝まち〟をこれからどのようにしていくのかということにつながります。

わたくし達の住むまち千代田区をはじめ東京23区の地域には、「特別区」という特別な自治制度がしかれ、「市」と比べて、いろいろな面で自治権に制約があります。

しかし、特別区はこれまで、自治権を着実に拡充させてきました。とくに、昭和50年、23特別区の皆さんの運動が国を動かし、区長公選制が復活して、特別区は原則として「市」並みの自治権を持つことになったのです。

今、23特別区は、これをさらに一歩すすめて、自治権の確立のための「区」を「市」にする運動をすすめています。

区民の皆さん自らの手による〝まちづくり〟をすすめ、また、より良い区民サービスを実現するためには、特別区は自主的な行政権能と財政権能を確立し、普通地方公共団体に生れ変ることが必要なのです。

# 特別区自治権拡充のあゆみ

## 一、特別区の沿革

東京都の区は沿革的には、明治以来の永い歴史をもっています。

明治11年、我国における地方自治の最初の法律である「郡区町村編成法」が制定され、現在の特別区の前身である区制が施かれました。

明治22年には市制が施行されて東京市が誕生。当時の15区がそのまま東京市の区となりました。

その後、区はさまざまな変遷を経て、昭和18年、戦時体制のもとで東京府と東京市が合体して東京都が誕生すると、東京市の区はそのまま都の区となりました。東京都は、府県の性格と市の性格をあわせ持つ自治体として発足しました。

戦後、昭和21年、都政の改正により区の自治権が拡充され、区長は公選となりました。

そして昭和22年、新憲法の制定と同時に民主主義と住民自治を基本理念とする新しい地方自治法が制定されました。この法律により、都の区は現在呼ばれている「特別区」と称されることになりました。

新しい特別区は一般の市に準ずる地位が与えられ、区長公選制がとられました。

ところが、昭和27年の地方自治法改正により、大都市行政の一体性を確保することを理由に区長公選制は廃止され、区議会が都知事の同意を得て選任するという区長選任制がとられました。この改正により、特別区は都の「内部的構成団体」に変えられました。

その後、特別区の自治権を拡充するための運動と努力が続けられ、その結果、昭和39年、再び特別区の権限の拡充を図る改正が行われ、福祉事務所をはじめとする都の事務の多くが特別区に移管されました。

## 二、区長公選制の復活

自治権拡充の運動は引き続きすすめられ、こうしたなかで、区長公選を求める住民運動がたかまり、昭和47～48年に、品川区、大田区、練馬区で準公選による区長が選任されるに至りました。

このような準公選運動が国を大きくゆり動かし、昭和49年の地方自治法改正に踏み切らせ、昭和50年4月、区長公選制が24年ぶりに復活することになりました。また、あわせて①保健所などの大幅な事務事業の移管、②都の職員を区に配属する制度の廃止が行われ、特別区は原則として「市」並みの自治権を有することになりました。

区長公選制の復活

## 三、千代田区の自治権拡充運動

千代田区においては、区議会は昭和26年、自治権確立運動特別委員会を設置、以来その委員会の名称はなん回か変更され、現在は特別区制調査特別委員会と称していますが、この組織を核として、一貫して23特別区の自治権拡充運動を展開してきました。

そして、前に述べました昭和39年の大幅な事務事業の特別区への移管や昭和50年の区長公選制の復活に大きな役割を果たしたのです。

こうした区議会活動は、昨年11月には「特別区制度を考える千代田区民集会」を区内二か所で開催、自治権と財政権の拡充を訴え、多くの参加者から高い評価を受けました。

また、今年2月には、23特別区議会主催による「特別区を『市』にするための促進大会」を開催し、特別区制改革の必要を力強く訴えました。

▲昭和58年11月2日　一番町児童館にて

## 四、残されている課題

昭和49年の地方自治法の改正は、特別区の自治権を確立するうえで画期的な改革でした。

しかし、この改革によっても、特別区は法律上「特別地方公共団体」のままとされるなど、その基本的性格は改められませんでした。また、財政制度などにおいて、特別区を都の「内部的構成団体」として位置づける制度的枠組は、根本的には改められませんでした。

これらは、将来の課題として残されたのです。

## 別　表　つづき

| 項　目 | 現行都制度 | 「特例」市構想 | 新しい都制度のあり方 |
|---|---|---|---|
| 財源配分 | ●都に配分する固有税及び特別区に配分する固有税によるほか、都区共通の財源である調整三税を調整率で都区に按分（垂直調整）<br>・調整三税<br>都が賦課徴収する市町村税目のうち<br>┌固定資産税<br>├市町村民税法人分<br>└特別土地保有税<br>・調整率：現行44%<br>（特別区に配分する割合） | ●一般の市において課税している市税は、基本的にはすべて「特例」市の税とすべきである。しかし、都と「特例」市の事務配分により、都が処理することとした事務に見合う財源については、税源配分の方法によって、改めて市税の一部を都税として位置づけるものとする。<br>・その際、現行の特別区税は、すべて「特例」市の税とする。また、少なくとも現在都税とされている固定資産税は「特例」市の税とする。 | ●「都」と「新狭域自治体」の新しい性格や役割分担に対応して、「都」に配分する固有税並びに「新狭域自治体」に配分する税源（固有税及び調整税額）のそれぞれに原則として税目をあてはめ、明確に配分する。このことは垂直調整の廃止を意味するものである。<br>・「新狭域自治体」に配分する固有税<br>税目は、現行特別区税の税目を基本として設定する。<br>・「新狭域自治体」に配分する調整税源<br>「都」が賦課徴収する税の一部の税目とする。<br>税目としては市町村民税法人分、固定資産税を基本として設定する。ただし、必要に応じ、税目を一定率等の固定的基準で配分したものをあてはめることも考える。 |
| 財政調整 | ●特別区間の財政調整を行う<br>・調整財源<br>┌調整三税の調整率相当分<br>└特別区からの納付金<br>・調整方法<br>都区協議会の意見を聞いて都が行う<br>・納付金制度<br>あり | ●「特例」市間の財政調整を行う。<br>・調整財源<br>┌各「特例」市税の一部の税目（納入金）<br>└「特例」市交付金（地方交付税）<br>・調整方法<br>各「特例」市を構成員とする公的組織が行う。 | ●「新狭域自治体」間の財政調整を行う。<br>・調整財源<br>┌調整税源<br>├「新狭域自治体」からの納付金<br>└地方交付税<br>・調整方法<br>新しい協議会における「新狭域自治体」との協議を経て都が行う。<br>・納付金制度<br>極力、納付金が生じないよう配慮するが、制度は存置する。 |
| 起債許可権 | ●特別区―自治大臣 | | ●「新狭域自治体」―都知事 |
| 規模適正化 | ●特別区には、廃置分合・境界変更等についての特例規定がある。 | ●現行の特別区の廃置分合・境界変更等の特例規定は廃止する。 | ●新しい都制度においては、「新狭域自治体」の適正な行政水準の維持を図るため、その規模の適正化について検討し、再編成を行うことが望ましい<br>●現行の特別区の廃置分合・境界変更等の特例規定は、廃止する。 |

別表

# 「『特例』市構想」と「新しい都制度のあり方」に示された基本的考え方の比較(抜すい)

| 項　目 | 現行都制度 | 「特例」市構想 | 新しい都制度のあり方 |
|---|---|---|---|
| 基本的構造 | ●都は市町村を包括する広域的な自治体であるとともに、特別区の存する区域では、府県の特例として一部市の権能を有する。 | ●地方自治法上、市に位置づけるが、一般の市とは異なる行財政上の「特例」を有する。 | ●巨大都市東京の社会経済的な実態に適合した、府県・市町村制とは異なる二層の新たな大都市制度を軸とした自治制度（「新しい都制度」）を確立する。<br>●都は、「府県・市町村制」とは異なり、都の全域を通じ、それぞれの地域における基礎的な自治体と、これらを包括する広域的な自治体(「新しい都」）との二層の自治体構造とする。 |
| 性　　格 | ●都<br>（性格）普通地方公共団体<br>（呼称）都<br>●特別区<br>（性格）特別地方公共団体<br>（呼称）特別区 | ●「特例」市<br>（性格）・普通地方公共団体<br>・基礎自治体<br>（呼称）　市 | ●新しい都<br>（性格）「新狭域自治体」及び市町村を包括する普通地方公共団体<br>（呼称）「都」<br>●狭域自治体<br>（性格）大都市における基礎的な地方公共団体とし、普通地方公共団体の一種として位置づける。<br>（呼称）・新しい性格に相応した呼称とすべきであるが、正式な呼称は、都民の意向等も踏まえて検討する。<br>・報告書においては、便宜、「新狭域自治体」とする。 |
| 役割分担 | ●都<br>府県事務のほか、特別区の区域において、消防、上・下水道、清掃などの市の事務の一部を処理する。 | ●都<br>府県事務（「特例」市の事務を除く。）のほか「特例」市それぞれに分割することが技術的に困難なものなどの市の事務については、都の責任で処理する。（一般廃棄物の収集・運搬以外の清掃、上・下水道事業、消防・救急）<br>●「特例」市<br>・特例として都の事務とするものを除く市の事務（現行特別区の事務、一般廃棄物の収集運搬、建築基準行政などの留保事務）<br>・政令指定都市が処理している府県事務のうち基礎自治体としての「特例」市が処理することが適切なもの（児童福祉、老人福祉等）<br>・「特例」市と都の双方が実施できる事務のうち都市計画関係事業、公営住宅の設置・管理等、各地域にふさわしいまちづくりに必要な事業 | ●「都」<br>主要な府県事務のほか、有機的・一体的な大都市経営を推進するために必要な機能について国から委譲を受けるとともに、「都」にふさわしい広域的な事務を処理する。<br>（例）①大都市全域にわたる総合的な計画・指導・調整等にかかる事務<br>②大都市全域で一元的・統一的に処理することが適当な事務・事業<br>③大都市全域の住民が利用する基幹的施設の設置・管理等<br>●「新狭域自治体」<br>現行特別区が有する事務のほかに、その新しい性格に相応した住民に身近な事務を処理する。<br>（例）①地域の総合的な計画・調整等にかかる事務<br>②地域住民の身近なところで処理することが適当な事務・事業<br>③地域住民が利用する施設の設置・管理等 |

# 特別区と市の制度上の違い

市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、日常生活に密着した事務を処理しています。

特別区もまた、昭和50年の制度改正により原則として「市」並みの自治権を有することになり、市町村と同様、東京の基礎的自治体としての役割を果たしています。

しかし、特別区は、いろいろな面で市町村とは異なった制度のもとにおかれています。現行の特別区と一般の市との主な制度上の違いは、つぎのとおりです。

## 一、性格の違い

地方公共団体には、法律上、普通地方公共団体と特別地方公共団体の二種類があります。

普通地方公共団体は、その存在目的も一般的で、与えられている各種の権能も普遍的である団体で、都道府県と市町村をいいます。

一方、特別地方公共団体は、その目的・構成が特別であり、権能も一般的でない団体で、特別区のほか財産区、地方公共団体の組合及び地方開発事業団をいいます。

特別区は最も市に近い自治体であり、その役割からみても、財産区などと同じ特別地方公共団体であることは、きわめて不自然といえます。

## 二、事務権能の違い

特別区は原則として市の業務を処理しています。

しかし、清掃・上下水道、消防などの市の事務は、都が処理しています。これは、23区の区域においては、大都市行政の一体性・総合性を確保するため、都が市としての立場で事務を行うことになっているからです。

また、一般の市では処理していない保健所の事務などを特別区は処理しています。

このように、特別区の事務権能には一般の市との違いがあります。

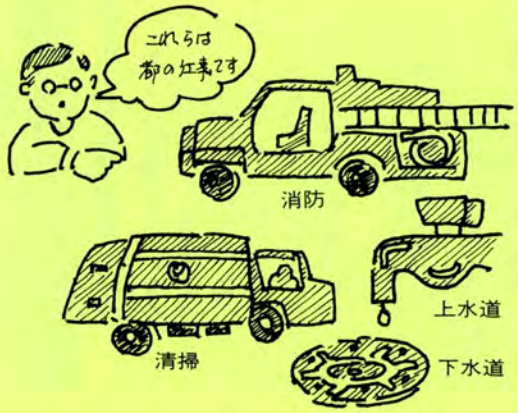


## 三、財政制度の違い

特別区の財政制度は、一般の市とは大きく異なる制度となっています。

**ア　課税権の制限**

一般の市税のうち住民税(法人分)固定資産税など七つの税目が都税とされ、特別区の課税する種目は一般の市より少ないのです。これは、つぎに述べる都区財政調整制度と密接な関連があります。

**イ　都区財政調整制度**

都区財政調整制度は、都区のみに適用されている制度でつぎの二つの目的をもっています。

①都と区が、市の事務を分担して処理しているため、その分担に応じて都区間の財源配分を行う。

②23区の行政水準を均衡のとれたものとするため、23区間の財政調整をする。

都区財政調整制度の仕組みは、都税として徴収される市税のうち固定資産税など三税の一定率(現在44%)を特別区分とし、都が区別に算定して各区に交付することになっています。

**ウ　地方交付税の特例**

地方交付税制度は、各自治体の財政力の均衡を目的とする財政調整制度で、全国の都道府県と市町村に適用されています。しかし、特別区には都区合算規定という特例が設けられており、23区には交付されません。

## ご存知ですか　特別区と行政区の違い

特別区は自治区であり、一般の市とほぼ同じ自治権能が与えられ、また、区長公選制がとられているなど、実態的には市に最も近い地方公共団体であるといえます。

一方、行政区は、横浜市や川崎市などの政令指定都市において、行政事務処理上の便宜のために設けるものです。行政区の事務所には、例えば「横浜市鶴見区役所」などと「区役所」の名称が用いられ、区長、区助役、区収入役などの職員が置かれています。これらの名称だけをみると、行政区は特別区と同じようにみえますが、実際は全く異なるものです。

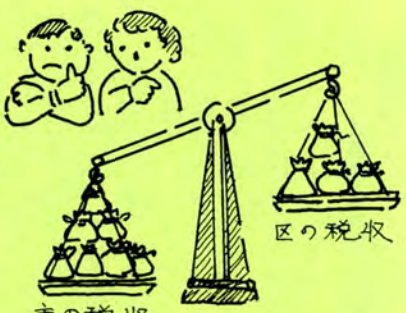


固定資産税、住民税(法人分)、特別土地保有税などは都税となっています。

# 特別区制度の改革案

## —「『特例』市構想」と「新しい都制度のあり方」—

昭和50年の制度改革によって残された課題を解決するためには、特別区の将来はどのようにあるべきなのでしょうか。

この問いに対する答えとして、現在、二つの答申が特別区制度の改革案として出されています。

### 一、「特例」市構想

一つは、特別区長会（23区の区長の組織）の諮問機関である特別区政調査会（会長・辻清明東京大学名誉教授）が昭和56年8月に答申した「『特例』市の構想について」です。

この「特例」市構想の基本的な考え方は、①特別区を市に改め、②そのうえで一般の市とは異った行財政上の「特例」を設ける、というものです。

特別区を自立した基礎的自治体として確立するためには、まず特別区を普通地方公共団体としての市に改める必要があり、その意義は、つぎの二点にあるとしています。

① 都が特別区に関与できる仕組みを廃止し、都から自立した基礎的自治体を名実ともに成立させること。

② 東京という巨大都市において、一定地域の諸問題を自らの判断と責任で解決する中心主体を確立すること。

このように特別区を市に改めたうえで、巨大都市東京の都市構造の特性に応じて、「特例」市相互間においても、また、「特例」市と東京都との間においても、他の府県や市町村とは異なった役割分担や協力方式を設けることが必要だとしています。

### 二、新しい都制度のあり方

もう一つの答申は、都知事の諮問機関である都制度調査会（座長・雄川一郎成蹊大学教授）が今年6月に知事に報告した「新しい都制度のあり方」です。

この報告の基本的な考え方は、巨大都市東京においては、その社会・経済的実態に対応して、府県・市町村制とは異なる新たな大都市制度を創設する必要がある、というものです。

この新しい大都市制度は、広域的な自治体と狭域的な自治体による二層性の大都市制度であり、

① 広域的な自治体は、一般の府県の機能のほか、大都市経営を総合的に推進するため必要な権能を有する。

② 狭域的な自治体は、基礎的な自治体として必要な権能を持つが、大都市の有機的一体性の確保という視点から、事務の配分、税財政制度において、一般の市町村とは異った自治権能を有する。

としています。

この「新しい都制度」のもとでは、現行の都は広域的自治体としての「新しい都」に、現行の特別区は狭域自治体としての「新狭域自治体」（報告書での名称）に改められることになります。

### 三、二つの答申の共通点と違い

両答申は、以上のような基本的な考え方にたって、それぞれ、事務権能のあり方、財政制度のあり方について、具体的な提言をおこなっています。

二つの答申の内容を個別的にみると、つぎの事項については両者は基本的に一致しているといえます。

① 改革後の特別区を普通地方公共団体に位置づけること。

② 一般の市の事務のうち、一般廃棄物（ゴミ）の終末処理等の清掃事業、上水道、下水道及び消防の四事務については、今後も都が行うこと。

③ 特別区は、一般の市の事務で現在都が行っている事務のうち、前記の四つの事務以外のもの（一般廃棄物の収集・運搬など）、政令指定都市（横浜、大阪など十大都市）が処理している府県の事務の一部（児童福祉など）を新たに処理すること。

④ 都と特別区の間の財政調整を廃止し、原則として税目による財源配分を行うこと。また、特別区間の財政調整は改革後も必要であること。

⑤ 地方交付税上の都区合算規定を廃止し、都と分離したうえで23区一括して算定すること。

これに対し、つぎの点については両者に違いがあります。

① 制度改革後の特別区の呼称について、「特例」市構想では「市」としているのに対し、「新しい都制度」では具体的な提言をせず、「都民の意向等をふまえて検討すべき」としていること。

② 都区間の財政調整を廃止した後の特別区相互間の財政調整について、「特例」市構想では「特例」市が自主的に調整するとしているのに対し、「新しい都制度」では、狭域自治体との協議を経て都が調整するとしていること。

（両答申の比較については「別表」参照）

### 四、改革に向けて

両答申の示す改革の基本的方向は、特別区の自治権能を拡充するとともに、大都市における基礎的自治体としての位置づけを明確にし、巨大都市東京に適合した自治制度を確立しようとするものといえます。

現在、23特別区も都もこの二つの答申を慎重に検討しておりますが、今後、区民の皆さんと力を合わせて制度改革を推進していきたいと考えます。

問合せ先 千代田区企画部企画課
（電話264－0151 内線403～405）